

「人材紹介サービスの返戻金制度について」

- (1) 候補者が就労開始日から3ヶ月以内に自らの都合にて退職した場合、乙は以下の各号に定める条件に従い、すでに受領した候補者の手数料を甲に返還するものとする。なお、これに加えて甲が乙に対し候補者の退職日から甲の10営業日以内に退職の事実及びその理由を書面または電子メールで通知していること及び手数料が期日までに支払われていることを条件とする。

尚、名目上、もしくは形式上の理由にかかわらず、紹介者の退職が、甲の紹介者に対する労働条件が採用決定時の労働契約の内容と異なることに起因する場合、または甲の紹介者に対する法令違反行為に起因する場合は本条の返金に関する定めは適用されないものとする。また、甲の事由に起因する紹介者の退職、及び甲の都合により紹介者の解雇もしくは紹介者の死亡等、不測の事態による退職の場合も、本条に定める返金の対象には該当しないものとする。

① 就労開始日から3ヶ月以内の退職の場合 50%

- (2) 乙は、候補者の退職から30日以内に前項に定める返還を完了するものとする。
- (3) 本条の定めは本契約終了後も有効に存続するものとする。

以上